

どうなる？

准組合員の事業利用規制

農業WGの意見

平成二十六年五月に当時の首相の諮問機関である規制改革会議農業WG（ワーキンググループ）が「（農協の）准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない」という意見を公表したのです。

この背景には、農業協同組合は農家の所得向上をめざすために「農業者のための組織であるべきだ」とする当時の政府の考え方がありました。この意見をうけて平成二十六年六月十三日規制改革会議は、農協の組合員のあり方について次のように答申をしました。

「農協は、農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で農業者ではない准組合員の人が正組合員を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定した姿とは大きく変容しているとの指摘がある。したがって、農協の農業者の協同組合としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」

改正農協法の成立
私達は、このことが政府のめざす『農家の所得向上』にどうつながるのか理解できなかつたのです。

真偽のほどは定かではありませんが、こんな議論を経て、平成二十七年九月に

加えて「政高党低」といわれていた官邸主導の農協改革に不満をもつていた議員からは、急進的な改革案に対する意見が続出しました。事態が紛糾するかと思われた矢先、あつけない幕切れとなるのです。

（当時の報道より引用します）
平成二十七年二月一日
官邸は、自民党農林議員幹部に次の提案を受け入れるように要求した。

① JA全中を一般社団法人化する
② JA全中が持つっていた監査権限を民間公認会計士に

③ 地域農協の理事の過半数を経営や農産物販売のプロにする

いずれも「規制改革会議」が提言した内容で、党内の議論で慎重な意見が出るものばかりであった。当然、農林議員幹部が受け入れられるものではなかつたが、官邸はこれを見越して四つの項目の提案を準備していた。三つの項目は先送りする」と言ってきた（農林議員）結果として、農林議員もこれを受け入れざるえなかつた。

改正農協法施行後
これまでの間、JAグループは、政府与党に要請・協議・説明を行いました。その結果、令和元年七月の第二十五回参議院選挙自民党の公約では「JAグループが創意工夫により取り組んでいる自己改革を後押しします。

准組合員の事業利用規制については農協組合員は准組合員の事業利用規制ではなく、准組合員の意思反映に論点がすり替わってしまっています。我々の目標は准組合員を含めた地域の協同組合という姿は崩されることはないとでしょう。その結論は令和三年三月末以降に示されることになります。

改正農協法附則第五十一条
(第1項・第2項) (略)
(第3項)
政府は、准組合員（新農協法第十六条第三項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行から5年を経過するまでの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同第二項第一号の規定による会員をいう。）及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況について調査を行い、検討を加えて結論を得るものとする。

令和二年七月 規制改革推進会議の答申



そして、再び局面は変わりました。令和二年七月十七日に公表された規制改革推進会議は、准組合員の事業利用規制については触れず「これまでの農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる（改正農協法施行後五年（令和三年四月）を目処に検討・結論、必要に応じて速やかに措置）」と答申したのです。

また、JAグループは、自己改革にかかる全組合員調査を実施し、回答者の約九割から「准組合員の事業利用の制限はすべきではない」という結果を得ています。

JJA全中が令和二年七月に公表した。
「JAの自己改革に関する組合員調査」より抜粋。

〈地域農業の応援団〉

私たちJAグループが目指すものは、准組合員を含めた地域の協同組合であることです。